

Title	清康熙の孤本公牘三種について
Sub Title	Three kinds of the rare Gongtu (copies of administrative documents by individual bureaucrats) compiled during the Kangxi Period, Qing Dynasty
Author	山本, 英史(Yamamoto, Eishi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.77, No.4 (2009. 3) ,p.13(381)- 25(393)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090300-0013">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090300-0013</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 清康熙の孤本公牘三種について

山本英史

はじめに

筆者は二〇〇四年から三年間、北海道大学の三木聰氏を代表とする研究調査班に加えていただき、その成果である『伝統中国判牘資料目録稿（明清篇）』を編む作業に協力したことがあった。<sup>(1)</sup> また、筆者はその活動を踏まえて、近年独自に康熙年間の公牘に関する書誌をまとめた。<sup>(2)</sup> 本稿はその過程で知りえた公牘の中でとりわけ珍本に属し、かつ判牘を含むにもかかわらず作業の過程で十分に調査しきれなかった三種についてその紹介を行うものである。

## 一 容我軒雜稿不分卷

清闕名撰、清稿本、一冊、序跋はない。上海復旦大学

清康熙の孤本公牘三種について

図書館に唯一所蔵する（図書番号 329215）。一九九四年に研究調査班の一人である津田芳郎氏が閲覧して以来、長期間所在不明になっており、二〇〇四年に再確認した際にも不明との返事が返ってきた書であるが、二〇〇八年一〇月、復旦大学の巴兆祥教授を介して問い合わせたところ、再びその存在が明らかとなり、このたび一四年ぶりで閲覧する機会を得ることになったという経緯がある。二〇〇五年に復旦大学は創立百年を迎え、文科・理科系の三〇階建ての研究棟を新築した。古籍閲覧室がこのビルの中に移転したことも本書が再発見された一因かと考えられる。

撰者については明らかでない。『中国古籍善本書目』史部下（上海・上海古籍出版社、一九九三年）には「清宋大業撰」とあるが、それは本書の巻頭に「翰林院侍読

加一級臣宋大業」の名において康熙四二年四月付けで出した「御祭南嶽榜文」を載せているためである。「南嶽」とは五岳の一つに数えられる湖南省衡州府衡山県にある有名な衡山のことである。後掲の例文Ⅰに見るように、本書は康熙四一年八月以降に発行された公牘を含む

ことから、その前後に衡山県知県を担当した官僚が著した公牘であることは間違いない。宋大業は康熙二四年の進士、ただちに翰林院庶吉士に選ばれ、康熙三二年には江西郷試の主考官を務め、内閣学士で没していること<sup>(3)</sup>から、康熙四一年以降に衡山県知県を任ずることはまずありえない<sup>(4)</sup>。そこで康熙四一年八月以降その任にあった康熙年間の知県を調べると、李長祚（康熙三九年任）、吳璉（康熙四三年任）、杜元勳（康熙四六年任）、吳守仔（康熙四九年任）、葛亮臣（康熙五三年任）の五人がいたことが判明する<sup>(5)</sup>。宋大業の一文がなにゆえ本書の巻頭に収められたかは定かでなく、推測の域を出ないが、宋大業が残した文を康熙四二年四月当時在職した知県が自らの公牘を編む際に記念として掲載した蓋然性の高さは否定できない。以上の推測が正しいとすれば、それに該当する知県は李長祚ということになる。結果、本書の撰者も確定することになるが、後考を待ちたい。

本書は《稟帖書信稿》一八二件、《詳文》三七件、《審語》二六件、《関移文》一件、《告示》一五件、《その他》三七件（以下、破損欠如）からなり、詳文、判牘、告示を備えた典型的な公牘である。

《詳文》に収められた公牘の題目は次の通りである。

「私塩」「私塩」「覆詳」「人塩両獲事」「請定塩価」「妄報失盜事」「先賢之蹂躪已極事」「合門慘滅事」「奏討勢占事」「再為奏討勢占事」「就地編区等事」「編区之良法無弊等事」「再詳守道寬期繳冊事」「詳院」「再詳院」「借領司庫詳藩司」「為嚴飭坐支錢糧定期給領免誤馱餉事」「通詳撫司道各衙門為碑石難覓事」「通詳院司道為碑石已覓事」「為詳報旱災事」「為殺死夫命事通詳院司道府」「為逃婦詳明府憲事」「奏討勢占等事詳解守道」「蠹棍蝗国違旨虐民事詳守道」「富撥貧妻事詳府」「請飭嚴禁贖田詳道府」「五魂号冤事詳府」「依奏律討事詳府」「私行違禁指官剥民事詳府」「姦奪枕妻等事詳府」「強擄孀婦等事詳府」「慘売媳孫等事詳府」「伸冤閉冤不審法責事詳府」「憲吏權拆恋憲憐討事詳府」「抄擄枕妻事」「静楽県詳文」「上王宗師求革夤緣陋啓」。

このうち例文Ⅰとして「伸冤閉冤不審法責事詳府」を以下に示そう。

看得。衡民之無頼、動輒以割枕搶劫之詞訐訟、牽害無休。一經審虛、難免杖懲、則又架詞閉冤越聳。蔓延惡風、牢不可破。如楊玉先之逞奸健訟、是又其甚者也。蓋玉先於四十一年正月十八、將黑夜夥搶陷切終身等情、誣告宋孔瑞・熊少六等於卑県、詞稱、孔瑞兄弟為被作媒、娶譚九非之寡婦姊、共去財札廿余金。又云、帶有札銀衣飾等物、寄在譚九非之家、被孔瑞搶去。即拘各犯逐一研訊、不惟絕無搶劫之情、而譚氏年逾五旬、兩子長成、無並出嫁之意。似此捏情牽誣、一杖猶不足以懲厥奸。乃猶敢於八月内、以伸冤閉冤等情、越聳憲聽。蒙發卑職審詳、遵即拘集各犯。又捩胞兄楊玉白・戸首陽爾升・牌頭陽玉也等具結前稟謂、玉先往外、莫知去何、實難發覓。得毋以卑職曾經審過之案、讞語已成、情跡已著、即欲復逞唇劍、恐難自飾其非。故不甘泥面俯首於卑職之通堵而就法網。是亦人情使然。不然、前何以告、今何以逃也。然事奉憲件、恐致攔況、相應備錄前由、并繕書冊、粘原審語。或賜親訊、或賜銷案。卑職未敢扞便。伏乞查核批奪施行。

衡山の県民中の無頼はともすれば「割枕搶劫（押し込み強盗）」の濡れ衣を着せて無実の者を訴え、果てしな

清康熙の孤本公牘三種について

く彼らに害を及ぼします。ひとたび嘘がばれ杖懲を免れがたくなると、また言辞を弄して冤罪だと越訴するほどです。蔓延した悪風は改めようがありません。楊玉先のように奸をほしいままにして訴訟を盛んにするのはその最たるものです。玉先は康熙四一年一月八日に「黑夜夥搶陷切終身（夜中に仲間を押し入り一生の大事を台無しにした）」との訴えで宋孔瑞・熊少六等を卑県に誣告してきました。告訴状には、玉先は孔瑞兄弟の媒酌で譚九非の家にいる未亡人の姉を娶り、結納金二十余金を供出することになったとありました。また、譚九非の家に預けておいた結納金、衣服、装身具などを孔瑞らに強奪されたとのことでした。そこで直ちに容疑者たちを拘引して逐一尋問したところ、強盗の事実がないばかりか、譚氏が五〇歳を超え、二人の息子も成長していて出嫁の意思が全くないことがわかりました。このような事実を枉げて誣告する行為に対して杖刑でその奸を懲らしめるだけでは十分ではありませんでした。玉先はさらに冤罪を晴らすといって八月中に憲台に越訴してきました、憲台は卑職に調査報告するよう命じられましたので、卑職はそれに従い早速容疑者たちを拘引して集めました。実兄の楊玉白、

戸首の陽爾升、牌頭の陽玉也らが提出書にて言うには、玉先は家を空けており、どこに行つたか分からないため探しようがないとのことでした。卑職がかつて調べた案件であり、讞語もすでに定まり、情況も明らかのため、玉先は弁舌を巧みにしようとしてもその非を誤魔化せないのを恐れたに違いありません。そこで卑職の下に自首して法網に就くのを甘んじなかつたのです。

これもまた人情のしからしむるところでしょう。そうでなければ、前になぜ訴え出て、今なぜ逃げていますのでしょうか。ただ、これは憲台に上げられた案件ですので、時間を省くため、これまでの経過を備録し、書冊を整え、元の審語を貼り付けます。直接尋問されても、また事件を落着かれても構いません。卑職が勝手に処理することはありません。伏してお調べの上、決裁をお願いする次第です。

これは上級官庁に提出された訴案に対して知県が資料を添えてこれまでの経緯を説明し、その判断を上官に仰いだ上申書である。一八世紀初の湖南における「無頼」楊玉先の誣告と健訟の実態を伝えている。

《審語》に収められた公牘の題目は次の通りである。「頒恩追究事」「餌本瞎害事」「奏填姪命事」「呈報事」

「占搶殺命事」「違断踞耕等事」「逆恩篡占等事」「陰謀盜葬事」「滅倫凶毆等事」「孽子弑父等事」「鵲巢鳩居事」「呈報事」「養梟滅祖事」「踞庄騙賦事」「屠筮暗殺事」「黄金埋冤事」「平空盜葬事」「劈塚盜葬事」「凶金拆離事」「毀墓盜葬事」「逃婢已經查出事」「男命懸系事」「奏主孤墳究伐全骸事」「朦完穩占等事」「控祖盜葬事」「叛婚活拆慘割男枕事」。

このうち例文Ⅱとして「鵲巢鳩居事」を以下に示そう。審得。尹玉伯平空逞凶、勢占踞庄、唆母服毒、希圖白騙。真衡民中不孝不義、無頼之甚者也。蓋毛冲田庄一所、先經楊翠環於康熙卅年出売於玉伯之父尹秀卿。秀卿於卅五年、又出売於陳心一・羅楚漢。心一・楚漢復轉売於柳魯士。是已數易其主、新旧文契鮮拋。無何玉伯突於今春恃強踞庄、唆母尤頼、不容佃耕。以致柳魯士以鵲巢鳩居、激控前來。通訊之際、詢其出筆之人、又係玉伯妹夫之兄。而當日若父之書契、曾經玉伯花押森然。胡為乎、以授受屢明之業脫突而為是強奪之謀。毋論居心已不可問、即拳母服毒尤頼、其罪已不勝誅矣。相應依律科擬、以熱審從寬藩杖罰磚三千、運修察院公廨、以為恃強白佔人田產者懲戒。其田仍付柳魯士、照契管業、押令尹玉伯退

庄、取結立案、可也。

尹玉伯はわけもなく凶悪をほしきままにして田庄を占拠し、母親を唆して服毒自殺させ、ペテンをもくろんだ。彼は衡山県民中の不孝不義、無頼の最たる者である。毛沖の田庄一所はかつて楊翠環が康熙二〇年に玉伯の父尹秀卿に売ったものだ。秀卿は康熙三五年にまた陳心一と羅楚漢に売った。心一と楚漢はさらにまた柳魯士に転売した。このようにすでに何回も所有者が変わったことから新旧文契は証拠とすることができなかつた。玉伯は今春突如として強を恃んで田莊を占拠し、母親を唆して凶頼させ、耕作させないようにした。そこで柳魯士が「鵲巢鳩居（他人の土地を横取りした）」と激しく訴え出たという次第である。尋問の際、玉伯が所持する契約文書の発行人を質すと、それは玉伯の妹の夫の兄のものであつた。また当時の父親の書契の類には玉伯がかつて書いた花押がびつしり並んでいた。なぜ授受経過が明らかかな土地が突如として強奪の謀の対象になるのか。魂胆はよくわからないが、母親を唆して服毒させ凶頼をはかるなど、その罪はもはや誅するに堪えない。律によつて定罪するのが望ましく、熱審にて寛により藩杖のうえ罰磚三千を運ばせ御

清康熙の孤本公牘三種について

史の滞在施設を修理させることで、強を恃んで他人の田産を占拠する者の戒めにした。その土地はなお柳魯士に給し、契約に基づいて所有させ、尹玉伯には退庄を命じ、判決に従う誓約書を取らせて結審すればよい。

これは田地の不法占拠を行つた「無頼」尹玉伯に対する知県自らの処断を示した判牘である。母親を服毒させて土地占拠を正当化する凶頼が併せて行われていることがわかる。

《告示》に収められた公牘の題目は次の通りである。  
「嚴飭代書示」「勸農勸学息訟弭盜小示」「徵收示」「又小示」「漕倉小示」「関防示」「頭門示」「再行嚴飭事」「又小示」「早完旧欠示」「宅門示」「書門三班示」「曉諭示」「漕務徵收示」「求雨示」。

このうち例文Ⅲとして「関防示」を以下に示そう。

為嚴禁遊棍假冒招搖、以肅官防、以靖地方事。本県世守詩書、清貧自甘、居郷居官、一無点染、從無親屬子弟間遊四方。迄已蒞任兩載、衡之士民、豈不見聞共悉。茲当奉取入簾、束裝在即。誠恐有等遊棍潛住地方、冒称親屬詐捏族姓。或炫墨客文徒、或誇堪輿術士、種種設智、招搖城市。其無識之愚民一經墮

其術中、誤聽欺誑、肆行無忌。迨本県省回發覺之日、  
□欲為爾民寬其法網、不可得矣。後悔竟何及哉。合  
行出示曉諭。凡有街市士民吏役人等、務宜早為防閑、  
各凜法紀。倘有前項遊棍、或潛住寺觀、或寄倉舖店、  
冒稱衙內親族子弟者、許該地方扭稟捕衙官法究、或  
即押解原籍、不許停留貽累地方。為此激切嚴禁。

遊棍が身分を偽り公然と人を誑かすのを嚴禁し、それ  
により官司を肅正し、地方を安定させること。本県は  
代々學問に努め、清貧に甘んじ、地元にあつても官界  
にあつても一点の汚れもなく、親戚の子弟が四方に閑  
遊するようないままだかつてない。赴任以來す  
で二年になるので衡山の士民たちはそのことをよく知  
っている。いま郷試の試験官を担当する命を受け、ま  
もなく出發しなければならぬ。留守中一部の遊棍が  
この土地に潜入し、本県の親屬とか族姓とかを捏稱す  
るかもしれない。彼らはあるいは文人墨客や占い師を  
装い、いろいろと悪知恵を出して街に横行する。何も  
わからない愚民たちがひとたびその術中にはまると、  
彼らを信じ込んでしまうので、遊棍は好き勝手に振舞  
うことになる。本県が省会から戻りその行為を見つけ  
た時には、法網を緩めようとしても、それはできない

相談である。後悔しても間に合わない。そのため告示  
を出して諭すのである。街市の士民、吏役人らはみな  
早めに心して、それぞれ法紀に従うべきである。もし  
前項の遊棍で寺觀や倉舖店に身を寄せ、県署職員の親  
族や子弟を偽稱する者がいれば、所轄の地方(村役  
人)が捕所に報告して法に糾すか、ただちに原籍に送  
還することを許すが、本地に留めて累を残してはなら  
ない。そのため厳しく禁ずるものである。

これは告示の中でも典型的な予防注意揭示の一つであ  
る。知県が任地を空けるとその隙に「遊棍」が潜入して  
詐欺横行が起こる懸念があつたことを示唆している。

## 二 烹鮮紀略不分卷

清崔鳴鶯撰、清康熙一十九年木活字本、二冊、米國議會  
圖書館に唯一所蔵する(圖書番号VB668.2.T753)。

撰者の字は文繡、号は弁菴、直隸順德府内丘県の人、  
順治一八年の進士で、康熙一四年河南省開封府儀封県知  
県、また康熙一六年から康熙二〇年まで同省河南府偃師  
県知県を任じた。<sup>6)</sup>官は江西広信府知府に至つた。本書に  
は崔鳴鶯が儀封県と偃師県の両知県の任にあつた時の判  
牘、告示、詳文、記、議などが四六件の文書が分類なく

一括して載せられている。

本書に収められた公牘の題目は次の通りである。「勦  
悪救民事」「駁審」「悪僕凌主事」「霸産事」「重修河津県  
学碑記」「禁輕生示」「給発油炭示」「清疆界書」「姦情  
事」「打死人命事」「逆母滅倫事」「祈天鑒察冤命事」「姦  
殺人命買良作賤事」「盜売人口事」「強吞弱業事」「統派  
柳料詳」「再駁」「三駁」「裁損夫回文」「占種地土事」  
「請復通馬詳」「請蠲坍地糧申文」(以上、第一冊所収)、  
「強姦殺命事」「駁審」「申旱災文」「設官招商議」「再  
議」「指財殺命事」「鬪毆事」「遺糧累害事」「冒姓吞産  
事」「申請地畝等則詳」「勸民栽樹告示」「社学告示」「偃  
師文廟碑記」「古賢祠碑記」「申請漕米改析詳」「裕国足  
民議」「請緩徵詳」「重建明倫堂併両斎房記」「駁換座船  
木料詳」「請散倉米詳」「挑築墻壕示」「重修両程夫子祠  
記」「創建文昌閣記」「分水示」(以上、第二冊所収)。

このうち例文IVとして「悪僕凌主事」を以下に示す。

審得。暢国明廼生員暢鯨之堂叔也。聞国明当日曾隨  
鯨父至任所、鯨父故而国明帰家業農。鯨以国明投役  
于父、遂認堂叔為奴僕、時時凌辱。今復以悪僕凌主  
具呈控稟。殊不思、本枝百世原与他姓不同。律云、  
五服已尽而尊卑名分猶存、卑幼犯尊長者、加凡罪一

等。其投帖之真假姑且勿論、即使果真、鯨父収堂弟  
為僕人。此亦悪宦之陋習。況鯨以堂姪而欲奴隸其叔。  
干名犯分、莫此為甚。本宜按律申究、姑念事在赦前、  
暫從寬免、令其改過自新、將投帖追出註銷。倘日後  
長惡不悛、此案具在。律有明条。恐不能為爾再寬也。  
戒之。戒之。

暢国明は生員暢鯨の堂叔(父の父方の従弟)である。

国明はかつて鯨の父に従いその任所にあつたが、鯨の  
父が死んだため帰郷して農事に務めるようになったと  
いう。鯨は国明を父親に使役させていたが、遂に堂叔  
を奴僕と見なしてしばしば侮辱するようになった。今  
また鯨は「悪僕が主人を辱めた」といつて国明を県に  
訴へ出た。意外にもこの一族のあり方は他の一族とは  
違つていた。律には「五服已に尽くるも尊卑の名分は  
猶ほ存す。卑幼の尊長を犯す者は凡そ罪一等を加ふ」  
とある。告訴状の真偽はしばし措くが、たといそれが  
事実であつたにせよ、鯨の父は堂弟(父方の従弟)を  
僕人にしていたのである。これもまた悪宦の陋習であ  
る。ましてや鯨は堂姪(父方の従兄の子)の身で堂叔  
を奴隸にしようとした。名分を犯すことのこれより甚  
だしいものはない。本来ならば律によつて定罪すべき



であるが、事が恩赦の前であることを考慮してひとまず寛免し、心を入れ替えて訴訟を取り下げようようにさせる。もし今後なお悪行が改まらないのであれば、この案件の書類は全てそろっており、律には明条がある。爾のために再び寛大な措置を取ることができなくなるだろう。心せよ。

さらに例文Vとして「強呑弱業事」を以下に示す。

看得。生員高焯・高垣乃土豪世家也。以叛犯之余孽濟惡兩世、蚕食一方。霸種李映廷田地六十畝、包攬薛鳳耀等錢糧數十石、証佐口供鑿鑿、已經詳申在案。今拋生員閻光大呈為強呑弱業事。隨將一千人犯拘齊研審、問其地係誰業、誰人納糧、乃閻光大也。誰人耕獲、乃高垣父子也。同誰立契、同誰交佃、俱屬子虛。及細勘真情、乃垣父子憑恃宦勢、威逼閻璞立約而強奪耕種者也。璞何人也。乃光大之堂兄也。竊惟地各有主、授受宜明。錢債折准、律有明禁。況假閻璞私債折准光大之田契、証無憑本。主並未見面而地已為高氏有矣。衣冠中有豪惡如此者乎。光大曾向理明、而垣不能以義爭父、乃助父為惡。毒打光大、髮拔齒落、致令含冤至今。地糧闕乎國課。事愈久而惡愈大。王法之所不容者也。本當按律究擬、念候代在

即、姑從寬典。斷令地歸原主、着閻光大管業。當堂交付明白。四十年沉冤、至此其昭雪矣。

生員高焯・高垣は土豪の家柄である。逆犯の残存勢力でもって二世代にわたり悪事をなし、地方を蝕んできた。李映廷の田地六〇畝を横領し、薛鳳耀等の錢糧數十石を包攬（納入請負を名目とした搾取）したことに ついては証拠がはっきりしており、すでに上に報告済みである。今また生員閻光大の「強者が弱者の土地を奪った」との訴えがあった。そこで関係者を取り調べると、その土地の所有者かつ納税者は閻光大であるが、経営者は高垣父子であり、そのための契約や売買の事実がないことが判明した。事情を詳しく調べると、高垣父子が宦勢を恃んで閻璞に契約をせまり、経営する権利を奪い取ったことが明らかとなった。璞とは光大の堂兄（父方の従兄）である。思うに土地にはそれぞれ持ち主がおり、その授受は明瞭でなければならない。土地を私債の方にする(8)ことは律ではっきり禁止されている。ましてや閻璞の私債にかりて、光大の田契を借金の方にしたのだから証拠にもならない。土地の持ち主が会ったこともないのに、その土地はすでに高氏のものになっている。衣冠中にこのような豪悪がいよう

とは驚きだ。光大はかつて文句を言ったことがあったが、垣は義理のため父親と争うことができず、父親に協力して悪事を働いた。彼にひどく殴られた光大は怨んで訴え出、かくなる次第になった。地糧は国課に關わる。事が長引けばますます悪くなる。それは王法の容れるところではない。本来ならば律によって定罪すべきところだが、交代が差し迫っていることを考慮してひとまず寛大に処断する。土地は原主に返し、閻光大に經營させる。その旨、直ちに交付して明らかにする。四〇年来の無実の罪はここに至って晴れることになった。

これらはともに一六七〇年代の河南省で起こった事件に対する崔鳴鷺自らの処断を示した判牘である。前者は生員身分を恃んで族人を奴僕にして虐待する様子を、後者は在地の勢力を恃んで田地を不法占拠する様子を、それぞれに伝えている。

### 三 珠官初政録二卷

清楊昶撰、清康熙二三年自刻本、二冊、北京中国国家図書館に唯一所蔵する（図書番号SBI802）。本書は楊昶が広東省廉州府合浦県知県の任にあった康熙一九年から

三年間に発行した《詳議》《文告》《讞書》からなり、判牘を集めた卷三は『珠官讞書録』として独立した体裁をとっている。

撰者の字は光生、浙江省衢州府龍游県の人、康熙九年の進士で、康熙一九年に合浦県に赴任した。その治政は高く評価された。三年後に積勞のため病となり辭職を求めも合浦の民衆は留任を求めたため、さらに三年延ばすことになったという。<sup>(9)</sup>

卷一の《詳議》には以下の題目の四〇件の詳文を収める。「查禁事」「奏銷康熙十六年錢糧事」「酌節流冬夫役少蘇困憊殘黎事」「乞恩憐恤苦役照例行取工食等事」「泣陳目擊地方殘毀情形等事」「嚴催未完錢糧以副考成事」「地方凋殘已甚寇逆占踞堪憐叩天作主賜詳蠲除積年荒缺以存子遺等事」「遵諭稟覆事」「婉恤飢兵事」「諮詢地方利弊以達輿情事」「奏銷康熙十六年錢糧事」「兵餉既奉撥兌營汛依然呼搶請行改解無悞兵食事」「激切陳情号天急救以甦黔黎事」「奏銷康熙十八年錢糧事」「查取山海情形以使設防調度事」「叩乞轉詳裝運牛隻糧米事」「詳請豫後人夫以備撥心事」「米貴民飢詳請動支積穀賑濟以甦殘赤事」「重農積粟之上諭久已飭行水旱不齊之天時有無豫備請旨通行稽察以信恩綸以捩循吏事」「海氛既靖辺外田土

可耕等事」「通行嚴飭郵伝事」「泣陳日擊地方殘毀情形等事」「請蠲無益之費事」「行催工食事」「龍門為必守要区懇乘舟師勦蕩之時亟函善後以奠海疆事」「通飭力行保甲以弭盜賊以安民生事」「便民均米以昭画一之徵輸以杜無窮之弊累事」「海疆久遭疲弊賢能幸著成勞謹瀝下情仰祈上鑒以終治績以慰群心事」「旧病積勞復發無医痊可難期懇乞詳休免誤地方事」「病勢日益沉痼懇祈援例賜休另補賢能免誤海疆重務事」「懇恩准允正供以蘇民困以広皇恩事」「請開海禁益国便民以広皇仁事」「懇恩詳復額制以均供差以応公務事」「一件前事」「報明城樓垛口崩塌及門等砧不朽壞不堪乞行修葺以資捍禦事」「一件請裁無益等事」「一件請開海禁事」「一件議建貢院以光大典事」「一件重農積穀等事」「一件号天俯恤民艱修復古路事」「一件前事」。

卷二の《文告附論扎》には以下の題目の四二件の詳文等を収める。「痛革包攬亟拯民困事」「議撫難民以広仁政以凶寧謐事」「撥愚開悟守分弭災事」「曉諭事」「嚴禁生員不許出入衙門以振士風事」「為禁宰耕牛以靖劇盜以資農力事」「復申嚴禁私宰耕牛以資農力事」「為月課事」「月課事」「為歲考事」「嚴禁賭博以弭盜源事」「嚴飭保甲之法以靖地方事」「申嚴保甲事」「平政務在均繇均繇即以

絶盜事」「保民必驅奸宄驅奸務嚴稽察事」「嚴查岐界奸民以剔宄棍以靖盜源事」「嚴禁殺生以遏瀆神以迓天和事」「開誠宣諭以积疑情以保身命事」「頒講鄉約事」「諭帰復業共臻太平事」「曉諭事」「嚴飭不遵王制同風俗而享承平事」「再申嚴禁以一法制事」「嚴禁窩姦引姦一刀斬断淫風事」「矯習俗以励廉恥事」「編審事」「曲憐汰面苦丁事」「開局寿民事」「招復店民兼禁騷擾事」「懇恩給示嚴禁客店発売砒礪以全民生事」「稽查行旅事」「一件諮詢撫諭事」「一件示查事」「一件預防事」「一件行查事」「一件曉諭事」「檳榔說」「徵催錢糧事」「諭戸房書辦蕭奇」「諭招謝琳謝瑯筍」「諭為宣布皇仁申明矜宥開以自新事」「再諭謝祥吳啓耀等」。

卷三の「珠官讞書録」には四五件の《讞書》を収める。「乞天嚴拘斧断奸宄事」「究拐究窩事」「捉姦困搶事」「猾賊夥盜耕牛及反架誣害事」「隱瞞稅糧事」「懇恩超技以免苦累事」「勢惡借端酷跳等事」「飛糧貽累事」「再懇恩酌照文批助藉資觀光事」「違断疊害事」「惡棍統党抄殺事」「土充串營活殺父命事」「前事」「恃營跳酷陷殺全家号天急救事」「冒死号天垂憐苦情以甦偏累事」「叩天急救事」「架控捏害叩天電劈事」「串兵搶墟奪本陷殺民命事」「酌議月夫事」「懇恩軫念寒微割免幫匠以培土類事」「嚴提逃

甲裕国裕課事」「発審事」「滅弟謀婦籲天急救事」「藪賊肆擄慘害事」「勞逸不均懇恩究役以免苦累事」「狡悪明知強賊殺男致骸暴露叩天親提以雪沉冤事」「串賊勢逐白占妻身事」「攔喪截葬沒墓占葬事」「倚勢橫奪難口懇恩查明押発回籍事」「奸悪累殺二命事」「発審事」「叩天准案以杜後患事」「悪孫忘恩等事」「一件」「一件」「窩拐賺老無依等事」「防弁劫殺叩天親提急救事」「撥補事」「借公行私等事」「一件詭謀串棍劫害事」「一件力役不均等事」「一件胆僕反主背逆事」「一件僮僕冤死事」「一件懇恩移関等事」「一件前事」。

このうち例文VIとして《文告》「保民必驅奸宄驅奸務嚴稽察事」を以下に示そう。

照得。民生日蹙、務在撫恤安全。而奸宄潛藏、終是地方蠹賊。但奸徒行同鬼蜮。狡詐多端、術頗離奇、慣行機變、指東話西。是其長技。講張生事、人不易窺。若使潛藏境內、必至多事擾民、生端作患、為患無窮。合行揭示曉諭、為此示仰飯歇及該地方知悉。嗣後凡有投店安歇、務查來歷姓名、作何生理、詳開明白、次日清晨、單報本県。若有投寓民家者、每夜該地方挨家查明、次早單報、以便稽查。如有面生可疑及踪跡詭秘者、細加盤詰是否藩下或係逃人。如果

言語支離、情形改度、即係奸徒、立行扭稟、以憑研訊。敢有隱匿、一經查出、即以窩蔽究治不貸。本県無非為爾民杜患凶安之計。況今藩下及逃兵之案。現奉嚴緝。一有波及、為害非細。慎毋泄視。

民の生活が日々窮迫しており、救済や保安に務めなければならぬ。しかるに悪人が潜伏して、ついには土地の蠹賊（悪賊）になっている。奸徒の行動は鬼蜮と同じである。狡猾さは多端、術は人を驚かし、口八丁手八丁で言葉巧みに誤魔化すのはお手のものである。人はそのペテンを窺い知ることが難しい。そのような輩が県内に潜伏すれば、余計なことをして民に難儀をかけ、騒動を起こして無窮の患をなすことは必至である。そこで曉諭を揭示し、飯屋、宿屋および所轄の地方（村役人）に知らしめる。以後宿泊客に対しては來歴、姓名、職業を調べ、翌朝本県に報告せよ。民家に投宿する者については毎夜所轄の地方が家ごとに調べ、翌朝に報告して調査の便とする。顔つきが怪しく足取りがつかめない者がいれば、省内の者か外部からの逃人であるかを細かく尋問せよ。もししどろもどろで様子が変であれば。それは奸徒であるから、直ちに報告して尋問に委ねる。あえて隠し立てして、その事が一

且明らかになれば悪人を匿ったかどで厳しく処分する。本県はただ爾ら民のために治安をはかるだけである。目下省内の逃亡兵に対しては嚴拿を實行するよう命を受けている。これは一旦波及すると害が小さくない。

輕視することがないよう慎め。

これは外来の「奸徒」に対する地元民、とりわけ飲食店、宿屋、所轄村役人に注意を喚起した告示である。一六八〇年代の広東における外部勢力への警戒の様子が窺われる。

さらに例文Ⅶとして《讞書》「一件詭謀串棍劫害事」を以下に示そう。

看得。憲台蒞任伊始、関防詐偽、何等森嚴。即憲台按臨校試之日、禁飭招搖夤緣等弊、又何等嚴切。乃有胆大包天之棍徒如杜紹陵者誣人財矣。又敢明目張胆、告人洩請、往高幹買功名。詭謀劫害、曾不少諱。而曾応兆・羅長存、則拋供拋約、鑿鑿不隱事干誑騙、并央洩營幹。紹陵若果生員、于宮牆為有玷。応兆方応童子、便思僥倖營求。且于憲台弊絶風清之雅、化天相干犯者也。卑職窮荒末吏、仰沐菁莪械樸至教、不敢隱匿自蹈失覺之辯。謹具由申詳。

憲台が着任された当初、詐欺の取締りは何と森嚴だつ

たことでしょう。憲台が試験業務に出向かれる日、招搖（権力者を偽って騙すこと）や夤緣（賄賂を贈って取り入ること）等の悪弊を禁ずる命令を出されたこともまた何と厳切だったことでしょう。ところが杜紹陵のような他人の財産を騙し取る大胆不敵な棍徒が現れました。彼はまた敢えて公然と人に頼んで資格を買いました。取り、詐欺や略奪など、一向に憚ることがありません。供述等によれば曾応兆と羅長存は、彼が詐欺を行い、口利きになるのを求めたことを明言しています。紹陵がもし生員であれば、学校に汚点を残すものです。応兆が童試を受けようとしていたことから紹陵は僥倖を求めることを思いついたのです。まさしく憲台が作られた疑獄や不正のない素晴らしい環境を「天が犯罪を助けるもの」に変えるものです。卑職は荒遠の地出身の末吏であり、人材育成のこの上もない教えを敬い受けているため、隠し立てしてみずから失察の罪を犯すようなことを敢えていたしません。謹んで事情を備えてご報告する次第です。

これは「棍徒」杜紹陵の行状とそれと結託して私利を謀ろうとする者たちの行動を上級官庁に報告した文書で、「讞書」ではあるが、自らの判断を控えた内容になって

いる。

おわりに

以上、本稿では孤本と目される清康熙年間の公牘三種について紹介し、併せていくつかの文を例に挙げ、その試訳を施した。これらの公牘の中に示されたのは湖南省衡山県の楊玉先や尹玉伯、河南省儀封県ないし偃師県の暢鯨や高垣、広東省合浦県の杜紹陵など、ともに康熙年間に実在し、地方官僚にとつては好ましからざる行動を残した人物たちの姿である。公牘が伝える内容はいずれも瑣末な事柄であり、それだけを取り上げて当該地域や当該時代における確たる特徴を指摘するのは容易でない。しかし、もしこれらの公牘が今に伝わらなければ、彼らの名前と行動は永遠に知られぬまま歴史の中に埋没したはずである。三百年余の時を超えて当時の基層地域社会にうごめいていた庶民たちの実態を簡にして要を得ながら我々の前に披歴してくれる、そんな魅力がこれらの公牘に備わった基本的な価値だと思われる。

註

(1) 『伝統中国の訴訟・裁判資料に関する調査研究』（平成

清康熙の孤本公牘三種について

一六年度～平成一八年度科学研究費補助金〔基盤研究(B)〕研究成果報告書、二〇〇七年、参照。

(2) 山本英史「清代の公牘とその利用」大島立子編『近代中国の法と社会に関する研究動向』財団法人東洋文庫、二〇〇九年、所収。

(3) 宋大業の字は念功、書画に通じたため、『国朝画家書小伝』巻三、『詞林輯略』巻二、『昭代名人尺牘小伝』巻一三、『清画家詩史』巻乙上などに簡単な伝記があるが、記述としては乾隆『長洲県志』巻五七、人物一〇が最も詳しい。

(4) ちなみに『中国古籍善本総目』史部(北京・線装書局、二〇〇五年)では、撰者が記されていない。

(5) 乾隆『衡州府志』巻三一、職官および嘉慶『衡山県志』巻三五、職官。また、光緒『湖南通志』巻一二三、職官志一四、国朝一三。

(6) 『大清畿輔先哲伝』巻二八、賢能一、また民国『儀封県志』巻七、官師志、巻八、循吏伝、乾隆『偃師県志』巻一〇、職官表、巻一一、名宦伝、参照。

(7) 『大清律例』巻二八、刑律、鬪毆下、同姓親属相毆、には「凡同姓親属相毆、雖五服已尽、而尊卑名分猶存者、尊長犯卑幼減凡斗一等、卑幼犯尊長加一等」とある。

(8) 『大清律例』巻一四、戸律、錢債、違禁取利。

(9) 民国『龍游県志』巻一九、人物伝、清、楊昶。